

規程

(目的)

第1条 この本規程は、一般社団法人日本デフサーフィン連盟（以下、「本連盟」という）定款に基づき、事項を定めるものとする。

(支部)

第2条 現住所の都道府県に支部が存在しない場合は最寄りの支部に所属するものとする。

2 新規設立の申し出は、正会員が5名以上でなければならない。

3 支部を解散、休部する場合、本連盟にその旨を届け出ること。

4 休部した支部の再開は、1名でも申し出はできる。

5 支部に所属する者が1名でもいる限り、当該支部を解散または休部し、他の支部へ移管することは認めない。

6 本連盟は、支部内トラブルには原則として介入しない。ただし、当事者双方から仲裁要請があった場合に限り仲裁を行うことができるものとし、解決を保証するものではない。

7 定款第6条の規定に基づき、例外として静岡県については浜松支部および伊豆支部の二支部を設置するものとする。

(会員)

第3条 会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

締切日までに申し込みがあった場合 年額 5,000円

締切日以降に申し込みがあった場合 年額 5,500円

(2) 学生会員

締切日までに申し込みがあった場合 年額 3,000円

締切日以降に申し込みがあった場合 年額 3,500円

2 年会費の改定は社員総会で議決する。

3 会員申請にあたっては、友人、家族または親族の住所を用いて申請してはならない。

4 一旦納められた会費及びその他の金品は、いかなる理由によっても返還しない。

5 会員は、本連盟の活動に際しては本連盟の各規程及び理事や支部長の指示に従い行動をしなければならない。

(社員総会)

第4条 社員総会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) 定款変更

- (2) 役員等（理事、監事）の選任
- (3) 役員等の解任
- (4) 役員等の報酬等の決定
- (5) 社員の除名
- (6) 計算書類の承認
- (7) 基金の返還
- (8) 事業の全部譲渡
- (9) 解散・継続の決議

2 意見案及び決議案は、理事に提出する。理事は意見案及び決議案の提出を受けたときは、理事会で協議した後、過半数の賛成を得て、社員総会で議案を上程する。

（役員）

第5条 在任期限前に、本人から辞任の申し出があった場合は、それを妨げない。ただし、後任の役員が任命されるまでの間は、引き続き在任するものとする。

2 在任期限前に辞任した人は、役員変更届けを法務局に提出する際に発生する料金を支払うものとする。

（運営）

第6条 会員対象または、会員と一緒にサーフィンレッスンや体験会を行う場合は、本連盟に申請し承認を得るものとする。

2 前項の承認を得てイベントを実施する場合は、本連盟のロゴを明示し、SNS等を用いて広報を行うものとする。

（規程の改正）

第7条 本規程は、理事会の議を経て改正する。

附 則

本規程は、2026年1月4日から施行する。